70歳未満の国民健康保険高額療養費が変わります

平成19年4月1日から、国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院し、高額 医療に該当した場合、一つの医療機関での支払いは限度額までとなります。あらかじめ本 所保険年金課または各支所 市民窓口課で「限度額適用認定証」(住民税が課税されていな い世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を申請してください。

く従来の流れ>

「入院」→「病院へ支払う」→「ハガキが届く」→「市役所・支所で申請」→「高額療養費が支給される」

く4月1日から>

「限度額認定証の交付を受ける」→「入院」→「病院への支払い(限度額まで)」

限度額は所得区分によって異なります。詳しくは、4月1日からの保険証に同封されているパンフレットをご覧ください。なお、認定証を医療機関で提示されない場合、従来の高額療養費の申請となります。

ご 注 **意**/☆国民健康保険税に未納がある場合は、認定証の交付はできません。

☆同じ世帯に未申告(扶養に入っている場合は除く)の方がいる場合は、正しい 所得区分の判定ができない場合があります

☆笠間市の国民健康保険以外の保険にご加入の方は、それぞれの健康保険へお 尋ねください。

申請に必要な物/印鑑・保険証

申請·問合せ先/本所保険年金課(内線140)、笠間支所市民窓口課(内線72103)、 岩間支所市民窓口課(内線73182)

笠間支所の夜間警備について

4月1日(日)から、笠間支所の夜間警備が、警備員常駐による警備から機械警備へ移行します。これに伴い、午前8時30分から午後5時30分までの開庁時間以外は、原則として庁舎への入庁ができなくなります。(木曜日の窓口延長時は、午後7時30分までとなります。)

夜間に笠間支所へ電話をかけた場合、本所の警備室につながります。また、夜間に笠間 支所で会議等を行う場合は、主催する担当課の職員が対応します。

夜間の婚姻届や出生届など、戸籍に関する届出については、日直室の前に戸籍専用ポストを設置しますのでそちらをご利用ください。

現行の土、日、祭日等に行っている日直は、今までどおり行います。(午前8時30分から午後5時30分まで)

問合せ先/笠間支所 地域総務課(内線72173)

公共下水道受益者負担金・使用料徴収嘱託員を募集

勤務内容/公共下水道受益者負担金および使用料未納世帯を訪問し、徴収します。

勤務 日/4月20日(金)から

勤務条件/午前8時30分~午後5時30分 月16日以上

(休日・祝日、夜間の徴収もあり)

募集人数/1名

報 酬/市の規定により支給

応募資格/満65歳未満で、普通自動車免許を持っている方

応募期限/4月16日(月)

応募方法/市販の履歴書に必要事項を記入(写真貼付)し、笠間市の納税証明書を添付の上、 次へ提出してください。後日面接の上、選考します。

申込・問合せ先/下水道課 業務グループ(内線71130)

「笠間市次世代育成支援対策地域協議会」の委員を募集

市では、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、「笠間市次世代育成支援対策地域協議会」を設置します。これに伴い、地域協議会の一員として意見発表や提案をしてくださる委員を募集します。

開催日時/平成19年5月から9月までの間に、協議会を2回程度開催します。(日当有り)

開催場所/市役所・公民館

募集人員/2人

対 **象 者**/市内在住で、満 2 0 歳以上(4月1日現在)の方。ただし、既に市が設置する審議会等の委員である方や、公務員は除きます。

申込期限/4月27日(金)必着

申込方法/①氏名②住所③性別④年齢⑤電話番号⑥応募の動機や理由をご記入の上、郵便、 ファックスまたは電子メールでお申し込みください。様式は自由です。

申込・問合せ先/〒309-1792 笠間市中央3-2-1

笠間市役所 本所 子ども福祉課 児童支援グループ(内線163)

FAX 0 2 9 6 - 7 7 - 1 1 6 2

メールアドレス kodomo@city.kasama.lg.jp